

社会福祉法人 福 沢 会

令和4年度 事業報告書

「障害者総合福祉法」施行の10年目、3年以上に渡ってコロナウィルス感染症とその対策に迫られて重苦しい雰囲気が続いてきたが、最近は一いつの区切りと捉えられそうな明るい兆しも見えている。

今期も引き続きコロナウィルス感染症とその対策が中心となった。残念ながら9月には施設内で集団感染（利用者6名）が発生したが、情報収集がある程度済んでいて対策イメージがあったこと、行政と協議してワクチン接種を進めていたこと、医療機関と連携して検査や治療ができたこと等により、現場の混乱は当然にあったが事態は速やかに収束した。

感染症対策を最優先事項として控えてきた通常の世界経済活動を、コロナ禍後の新しい社会において再開させることを次期以降の大きな目標としたい。

1 障害者支援施設 篠栗園 （生活介護・施設入所支援）

- ① 定員50名に対して在籍48名でスタートした今期は、障害特性に応じた1名の計画的転所に始まり退所が先行した。新規3名の受け入れを行ったが、うち1名は期中に亡くなり期末在籍48名は変わらず、期中に満床となることはなかった。また、帰園見込みが希薄な長期入院の利用者が2名に増えたため実数以上の受け入れに注力しなければならない。
- ② コロナウィルス感染症対策については、国策としての4・5回目までのワクチン接種が完了しており、ひとまずは必須業務を達成したと評価したい。これまでに得た知識と経験をもって引き続き対策を継続するが、今後は新生活様式の標準範囲内の取り扱いへと移行する見込みである。
- ③ コロナ禍による介護用品類の欠品や納入遅延はほぼ解消したが、施設運営に係る諸経費の上昇が止まらない。人件費加算や経費補助等の付け焼刃の類の対策は、ここ数年の混乱下においては致し方がないとして、次年度以降にしっかりした対策が示されなければ、サービス水準の見直しも視野に入れなければならない。

2 特定相談事業所 篠栗園

- ① 制度施行前からの入所者のサービス利用継続に不都合を生じさせないために事業認可を取得している。よって新規入所者については制度趣旨に従って他事業所と契約することこそ本人及び家族に有益であるはずながら、入所後は当事業所へ引継依頼されてしまうケースが大半である。
- ② 報酬算定期間が1年毎から6ヶ月毎に改定されてからは施設入所者と在宅利用者の不均衡が解消され、事業所の収入は倍増となったが、単独事業としての採算性が無いことには変わりはない。

以 上